

施設設備基準別添付書類チェックリスト【登録申請】

〈冷蔵倉庫用〉

項目番号	添付省路	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
—	—	—	規則第4条第3項の規定の適用を受ける場合 (変更登録のみ)	<input type="checkbox"/> 登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 変更登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 適合確認書の写し			
1	—	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること 〈規則第3条の3第1項第1号〉	右欄のいずれか選択 土地について	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合 <input type="checkbox"/> 土地所有権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4イ> ※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し等を提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない<運用方針〔3〕2-4ニなお書き>	<input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
				<input type="checkbox"/> 土地賃借権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4ロ>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）		
				<input type="checkbox"/> 公有不動産又は公有水面（土地）を使用する場合 <運用方針〔3〕2-4ハ>	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 使用許可証明書		
				<input type="checkbox"/> 倉庫完成前の登録申請の場合 <運用方針〔3〕2-4ニ> ※倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない	<input type="checkbox"/> 建築確認済証 <input type="checkbox"/> 建築見積書 <input type="checkbox"/> 請負契約書		
				<input type="checkbox"/> 倉庫完成後の登録申請の場合 <input type="checkbox"/> 建物所有権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4イ> ※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し等を提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない<運用方針〔3〕2-4ニなお書き>	<input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
				<input type="checkbox"/> 建物賃借権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4ロ>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）		
				<input type="checkbox"/> 公有不動産を使用（建物）する場合 <運用方針〔3〕2-4ハ>	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 使用許可証明書		
				右欄のいずれかを選択 建物について			

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準			添付書類	別添番号	備考
2	<input type="checkbox"/>	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること <規則第3条の3第2項>	<input type="checkbox"/> 建築確認を要する倉庫 右欄のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1イ> ★告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと	<input type="checkbox"/> 倉庫業を営む倉庫の場合 <input type="checkbox"/> 倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合	<input type="checkbox"/> 建築確認済証 <input type="checkbox"/> 完了検査済証（検査後直ちに） <input type="checkbox"/> 用途変更に係る建築確認済証 <input type="checkbox"/> 上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに） ※用途のみ変更の場合は不要 <input type="checkbox"/> 建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書		
			<input type="checkbox"/> 建築確認を要しない倉庫 右欄のうち該当するもの全てにマーク	消防法 右欄のうち該当するもの全てにマーク	<input type="checkbox"/> 倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（1）>	<input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証（検査後直ちに） <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）		
				港湾法 右欄のうち該当するもの全てにマーク	<input type="checkbox"/> 港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（2）>	<input type="checkbox"/> 当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類		
				都市計画法 右欄のうち該当するもの全てにマーク	<input type="checkbox"/> 都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（3）>	<input type="checkbox"/> 開発許可書 <input type="checkbox"/> 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）		
—			<input type="checkbox"/> 食品衛生法	<input type="checkbox"/> 食品衛生法第4条第1号の食品を保管する冷蔵倉庫は、食品衛生法施行令第35条第17号の「食品の冷凍又は冷蔵業」に該当することから、当該営業にかかる同法第52条第1項の許可を取得していることを要する。 <運用方針〔5〕2-1ニ>	<input type="checkbox"/> 営業許可書			
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 圧縮式冷凍機を有する冷蔵倉庫 <input type="checkbox"/> 高圧ガス保安法	<input type="checkbox"/> 高圧ガス保安法第5条第1項の許可又は第2項の届出を取得していることを要する。 <運用方針〔5〕2-1ハ>	<input type="checkbox"/> 製造許可 <input type="checkbox"/> 製造届出	<input type="checkbox"/> 高圧ガス製造許可書 <input type="checkbox"/> 高圧ガス製造届（写）		
3	<input type="checkbox"/>	土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物である <規則第3条の4第2項第1号>		<input type="checkbox"/> 立面図				

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考																												
4	□	<p>軸組み、外壁又は荷ずりの強度が国土交通大臣の定める基準（＝2,500N/m²以上）に適合していること</p> <p>（規則第3条の4第2項第2号）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 152 715 663"> <p>□外壁に窓その他の開口部がない</p> <p>（運用方針 [4] 2-34(1)）</p> </td> <td data-bbox="715 152 1050 663"> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□SRC造、□RC造、□CB造、□補強CB造、□煉瓦造、□石造 （運用方針 [4] 2-34(1) a）</p> <p>□鉄骨造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□木造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□（□P C板、□ALC板、□セメント成型板、□その他）のパネル製外壁 （運用方針 [4] 2-34(1) c）</p> </td> <td data-bbox="715 152 1050 663"> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□76cm以下の間隔の荷ずりを有する</p> <p>□（□木版、□木毛セメント板、□石膏ボード）の厚さ1.2cm以上の内壁または下地板を有する</p> <p>□（□硬質木片セメント板、□合板）の厚さ0.9cm以上の内壁または下地板を有する</p> </td> <td data-bbox="715 152 1050 663"> <p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□メーカー等の作成した、パネルの長さ許容荷重との相関関係を表にした資料等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 663 715 931"> <p>□当該開口部の幅及び高さのいずれかが内法寸法1m未満である （運用方針 [4] 2-34(1)）</p> </td> <td data-bbox="715 663 1050 931"> <p>□運用方針 [4] 2-34(1) a～cの基準に該当しない構造であって、メーカー、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの （運用方針 [4] 2-34(1) d）</p> </td> <td data-bbox="715 663 1050 931"> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□2,500N/m²以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類</p> </td> <td data-bbox="715 663 1050 931"> <p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 715 1648"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1648"> <p>□開口部が下地板により補強されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1648"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1178"> <p>□開口部が角材により補強されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1178"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1424"> <p>□開口部が鉄格子により防御されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1424"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1648"> <p>□開口部にJIS規格S-6グレード以上の建具が設けられている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1648"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="715 931 1050 1648"> <p>□SRC造、□RC造、□CB造、□補強CB造、□煉瓦造、□石造 （運用方針 [4] 2-34(1) a）</p> <p>□鉄骨造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□木造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□（□P C板、□ALC板、□セメント成型板、□その他）のパネル製外壁 （運用方針 [4] 2-34(1) c）</p> <p>□運用方針 [4] 2-34(1) a～cの基準に該当しない構造であって、メーカー、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの （運用方針 [4] 2-34(1) d）</p> </td> <td data-bbox="715 931 1050 1648"> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□76cm以下の間隔の荷ずりを有する</p> <p>□（□木版、□木毛セメント板、□石膏ボード）の厚さ1.2cm以上の内壁または下地板を有する</p> <p>□（□硬質木片セメント板、□合板）の厚さ0.9cm以上の内壁または下地板を有する</p> </td> <td data-bbox="715 931 1050 1648"> <p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□メーカー等の作成した、パネルの長さ許容荷重との相関関係を表にした資料等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1648 715 1917"> <p>□荷崩れを防止する措置が施されている</p> </td> <td data-bbox="715 1648 1050 1917"> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ラックを使用して貨物を保管している （運用方針 [4] 2-34(2) a）</p> <p>□外壁から離れた場所（外壁から貨物の高さと同じ距離）に貨物を配置している （運用方針 [4] 2-34(2) b）</p> <p>□庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれることがない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m²の荷重に耐えられる強度を有する （運用方針 [4] 2-34(2) b）</p> </td> <td data-bbox="715 1648 1050 1917"> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したもの（平面図に図示）</p> <p>□貨物の配置場所が明示された図面（平面図に図示）</p> <p>□貨物の配置場所が明示された図面（断面図に図示）</p> <p>□はいつけ高さ部分について運用方針 [4] 2-34(1) に準じた書類</p> </td> <td data-bbox="715 1648 1050 1917"> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1917 715 2107"> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□建築確認を要する倉庫 （運用方針 [4] 2-30(2)）</p> <p>□建築確認を要しない倉庫 （運用方針 [4] 2-30(3)）</p> </td> <td data-bbox="715 1917 1050 2107"> <p>建築基準法施行令第85条第3項の規定により、営業倉庫の床は3,900N/m²以上の積載荷重に耐える強度を要するとされることから、告示第1条第1項第1号に定める書類（建築用途＝「倉庫業を営む倉庫」）をもって当該基準を満たしているものとして取扱う。</p> <p>民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m²以上の積載荷重に耐えられる強度を有していると証明されたもの</p> </td> <td data-bbox="715 1917 1050 2107"> <p>□建築確認済証</p> <p>□完了検査済証（検査後直ちに）</p> <p>□3,900N/m²以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類</p> </td> <td data-bbox="715 1917 1050 2107"> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> </td> </tr> </table>	<p>□外壁に窓その他の開口部がない</p> <p>（運用方針 [4] 2-34(1)）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□SRC造、□RC造、□CB造、□補強CB造、□煉瓦造、□石造 （運用方針 [4] 2-34(1) a）</p> <p>□鉄骨造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□木造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□（□P C板、□ALC板、□セメント成型板、□その他）のパネル製外壁 （運用方針 [4] 2-34(1) c）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□76cm以下の間隔の荷ずりを有する</p> <p>□（□木版、□木毛セメント板、□石膏ボード）の厚さ1.2cm以上の内壁または下地板を有する</p> <p>□（□硬質木片セメント板、□合板）の厚さ0.9cm以上の内壁または下地板を有する</p>	<p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□メーカー等の作成した、パネルの長さ許容荷重との相関関係を表にした資料等</p>	<p>□当該開口部の幅及び高さのいずれかが内法寸法1m未満である （運用方針 [4] 2-34(1)）</p>	<p>□運用方針 [4] 2-34(1) a～cの基準に該当しない構造であって、メーカー、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの （運用方針 [4] 2-34(1) d）</p>	<p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□2,500N/m²以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類</p>	<p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1648"> <p>□開口部が下地板により補強されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1648"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1178"> <p>□開口部が角材により補強されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1178"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1424"> <p>□開口部が鉄格子により防御されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1424"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1648"> <p>□開口部にJIS規格S-6グレード以上の建具が設けられている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1648"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> </table>	<p>□開口部が下地板により補強されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□開口部が角材により補強されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□開口部が鉄格子により防御されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□開口部にJIS規格S-6グレード以上の建具が設けられている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□SRC造、□RC造、□CB造、□補強CB造、□煉瓦造、□石造 （運用方針 [4] 2-34(1) a）</p> <p>□鉄骨造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□木造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□（□P C板、□ALC板、□セメント成型板、□その他）のパネル製外壁 （運用方針 [4] 2-34(1) c）</p> <p>□運用方針 [4] 2-34(1) a～cの基準に該当しない構造であって、メーカー、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの （運用方針 [4] 2-34(1) d）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□76cm以下の間隔の荷ずりを有する</p> <p>□（□木版、□木毛セメント板、□石膏ボード）の厚さ1.2cm以上の内壁または下地板を有する</p> <p>□（□硬質木片セメント板、□合板）の厚さ0.9cm以上の内壁または下地板を有する</p>	<p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□メーカー等の作成した、パネルの長さ許容荷重との相関関係を表にした資料等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p>	<p>□荷崩れを防止する措置が施されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ラックを使用して貨物を保管している （運用方針 [4] 2-34(2) a）</p> <p>□外壁から離れた場所（外壁から貨物の高さと同じ距離）に貨物を配置している （運用方針 [4] 2-34(2) b）</p> <p>□庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれることがない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m²の荷重に耐えられる強度を有する （運用方針 [4] 2-34(2) b）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したもの（平面図に図示）</p> <p>□貨物の配置場所が明示された図面（平面図に図示）</p> <p>□貨物の配置場所が明示された図面（断面図に図示）</p> <p>□はいつけ高さ部分について運用方針 [4] 2-34(1) に準じた書類</p>	<p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□建築確認を要する倉庫 （運用方針 [4] 2-30(2)）</p> <p>□建築確認を要しない倉庫 （運用方針 [4] 2-30(3)）</p>	<p>建築基準法施行令第85条第3項の規定により、営業倉庫の床は3,900N/m²以上の積載荷重に耐える強度を要するとされることから、告示第1条第1項第1号に定める書類（建築用途＝「倉庫業を営む倉庫」）をもって当該基準を満たしているものとして取扱う。</p> <p>民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m²以上の積載荷重に耐えられる強度を有していると証明されたもの</p>	<p>□建築確認済証</p> <p>□完了検査済証（検査後直ちに）</p> <p>□3,900N/m²以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類</p>	<p>□立面図</p> <p>□短計図等</p>			
<p>□外壁に窓その他の開口部がない</p> <p>（運用方針 [4] 2-34(1)）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□SRC造、□RC造、□CB造、□補強CB造、□煉瓦造、□石造 （運用方針 [4] 2-34(1) a）</p> <p>□鉄骨造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□木造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□（□P C板、□ALC板、□セメント成型板、□その他）のパネル製外壁 （運用方針 [4] 2-34(1) c）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□76cm以下の間隔の荷ずりを有する</p> <p>□（□木版、□木毛セメント板、□石膏ボード）の厚さ1.2cm以上の内壁または下地板を有する</p> <p>□（□硬質木片セメント板、□合板）の厚さ0.9cm以上の内壁または下地板を有する</p>	<p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□メーカー等の作成した、パネルの長さ許容荷重との相関関係を表にした資料等</p>																															
<p>□当該開口部の幅及び高さのいずれかが内法寸法1m未満である （運用方針 [4] 2-34(1)）</p>	<p>□運用方針 [4] 2-34(1) a～cの基準に該当しない構造であって、メーカー、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの （運用方針 [4] 2-34(1) d）</p>	<p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□2,500N/m²以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類</p>	<p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p>																															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1648"> <p>□開口部が下地板により補強されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1648"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1178"> <p>□開口部が角材により補強されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1178"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1424"> <p>□開口部が鉄格子により防御されている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1424"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 931 512 1648"> <p>□開口部にJIS規格S-6グレード以上の建具が設けられている</p> </td> <td data-bbox="512 931 715 1648"> <p>右欄のいずれかを選択</p> </td> </tr> </table>	<p>□開口部が下地板により補強されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□開口部が角材により補強されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□開口部が鉄格子により防御されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□開口部にJIS規格S-6グレード以上の建具が設けられている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>	<p>□SRC造、□RC造、□CB造、□補強CB造、□煉瓦造、□石造 （運用方針 [4] 2-34(1) a）</p> <p>□鉄骨造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□木造で90cm以下の間隔の胴縁を有する （運用方針 [4] 2-34(1) b）</p> <p>□（□P C板、□ALC板、□セメント成型板、□その他）のパネル製外壁 （運用方針 [4] 2-34(1) c）</p> <p>□運用方針 [4] 2-34(1) a～cの基準に該当しない構造であって、メーカー、民間の建築士事務所その他の者の行った検査等により、2,500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの （運用方針 [4] 2-34(1) d）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□76cm以下の間隔の荷ずりを有する</p> <p>□（□木版、□木毛セメント板、□石膏ボード）の厚さ1.2cm以上の内壁または下地板を有する</p> <p>□（□硬質木片セメント板、□合板）の厚さ0.9cm以上の内壁または下地板を有する</p>	<p>□立面図</p> <p>□左の組積造であることが記載されている図面等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□メーカー等の作成した、パネルの長さ許容荷重との相関関係を表にした資料等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p>																							
<p>□開口部が下地板により補強されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>																																	
<p>□開口部が角材により補強されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>																																	
<p>□開口部が鉄格子により防御されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>																																	
<p>□開口部にJIS規格S-6グレード以上の建具が設けられている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p>																																	
<p>□荷崩れを防止する措置が施されている</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ラックを使用して貨物を保管している （運用方針 [4] 2-34(2) a）</p> <p>□外壁から離れた場所（外壁から貨物の高さと同じ距離）に貨物を配置している （運用方針 [4] 2-34(2) b）</p> <p>□庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれることがない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m²の荷重に耐えられる強度を有する （運用方針 [4] 2-34(2) b）</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したもの（平面図に図示）</p> <p>□貨物の配置場所が明示された図面（平面図に図示）</p> <p>□貨物の配置場所が明示された図面（断面図に図示）</p> <p>□はいつけ高さ部分について運用方針 [4] 2-34(1) に準じた書類</p>	<p>□立面図</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p> <p>□短計図等</p>																															
<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□建築確認を要する倉庫 （運用方針 [4] 2-30(2)）</p> <p>□建築確認を要しない倉庫 （運用方針 [4] 2-30(3)）</p>	<p>建築基準法施行令第85条第3項の規定により、営業倉庫の床は3,900N/m²以上の積載荷重に耐える強度を要するとされることから、告示第1条第1項第1号に定める書類（建築用途＝「倉庫業を営む倉庫」）をもって当該基準を満たしているものとして取扱う。</p> <p>民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m²以上の積載荷重に耐えられる強度を有していると証明されたもの</p>	<p>□建築確認済証</p> <p>□完了検査済証（検査後直ちに）</p> <p>□3,900N/m²以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類</p>	<p>□立面図</p> <p>□短計図等</p>																															

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
5	□	構造及び設備が倉庫内への水の浸透を防止するに足るものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること <規則第3条の4第2項第3号>	屋根の構造 右欄のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> (□波型鉄板葺 □瓦葺 □折板構造 □ルーフェッキ構造)等の金属板葺 <運用方針〔4〕2-4イ(1) a>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> (□RC □PC板 □ALC板)等で防水塗装等の有効な防水措置が講じられていると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(1) b>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> スレート葺で裏地が下地板張りのもの等これら〔4〕2-4イ(1) a、bと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(1) c>	□矩計図等 □運用方針〔4〕2-4イ(1) a, bと同等以上であることがわかるメーカー仕様書		
			水の浸透を防止する構造 外壁の構造 右欄のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 波型鉄板その他の金属板張 <運用方針〔4〕2-4イ(2) a>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> モルタル塗りで、下地にラスシートその他の鉄板を全面的に使用している <運用方針〔4〕2-4イ(2) b>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> 鉄網モルタル塗りで、裏面に下地板及びアスファルトフェルト、アスファルトルーフィングその他の防水紙を張っている <運用方針〔4〕2-4イ(2) b>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> RC造で防水塗装等の防水措置が施されている <運用方針〔4〕2-4イ(2) c>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> (□金属系複合板張 □PC板張)で各接合部分に目地コーキング処理等の有効な防水措置が講じられていると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(2) c>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> ALC板張(防水塗装等表面に有効な防水措置が施しているものに限る)で各接合部分に目地コーキング処理等の有効な防水措置が講じられていると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(2) c>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> スレート張の外壁で裏地に下地板を張ったもの等これら〔4〕2-4イ(2) a～cと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(2) d>	□矩計図等 □運用方針〔4〕2-4イ(2) a～cと同等以上であることがわかるメーカー仕様書		
			水の浸透を防止する設備 右欄のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 雨水を有効に排出することができる雨樋を有する <運用方針〔4〕2-4ロ(1)>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> 倉庫内等に樋及びこれに伴う排水路や水を使用する設備がない <運用方針〔4〕2-4ロ(2)>	□矩計図等		
				<input type="checkbox"/> 倉庫内等に樋及びこれに伴う排水路や水を使用する施設がある	<input type="checkbox"/> 谷樋にあつては、十分な水勾配があり、かつ、溢水を防ぐための十分な防水措置が講じられている <運用方針〔4〕2-4ロ(2) a>	□矩計図等	
					<input type="checkbox"/> 水を使用する設備から倉庫内等へ水が浸透しないよう適切な措置(壁または防水シート(氷等使用の場合はビニールシート等)により区画する、周囲に堰を設ける等)が講じられている <運用方針〔4〕2-4ロ(2) b>	□矩計図等	
					<input type="checkbox"/> 縦樋又は水を使用する設備に付随する給水又は排水のための配管にあつては、鋼管、硬質塩ビ管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露被覆が施されている <告示第4条第2項第2号ハ>	□矩計図等	
<input type="checkbox"/> 樋または水を使用する設備に付随する排水路にあつては、十分な水勾配とともに、耐重型の蓋の備付け、地下埋設等溢水防止措置が講じられている <運用方針〔4〕2-4ロ(2) c>	□矩計図等						

項目番号	添付省略	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
9	□	危険物等を取扱う施設その他国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること <規則第3条の4第2項第7号>	<p>□以下を全て満たしている</p> <ol style="list-style-type: none"> 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在しない 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5m未満の範囲に存在しない 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない <p>□ 1 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在する</p> <p>□ 2 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5m未満の範囲に存在する</p> <p>□ 3 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</p> <p>□ 4 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</p> <p>□ 5 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</p> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>※上記3～5を総称して「危険物等取扱施設」という</p> <p>右欄のいずれかを選択</p> <p>※告示第8条第2項第1号の図は実務必携の68頁参照のこと</p>	<p>□倉庫の配置図</p> <p>□倉庫の配置図 <small>（但し、当該施設の高さが倉庫に比して著しく低い場合等にあつては、施設の高さから通常想定される程度の災害の防止上有効な高さを有する工作物をもって足りる。） <運用方針 [4] 2-8イ(2) a></small></p> <p>□倉庫の配置図 <small>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当する場合で、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針 [4] 2-8イ(2) b></small></p> <p>□倉庫の配置図 <small>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合で、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針 [4] 2-8イ(2) b></small></p> <p>□倉庫の配置図 <small>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合で、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針 [4] 2-8ロ(1)></small></p> <p>□倉庫の配置図 <small>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合で、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針 [4] 2-8ロ(1)></small></p> <p>□倉庫の配置図 <small>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合で、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針 [4] 2-8ロ(2)></small></p> <p>□倉庫の配置図 <small>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合で、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針 [4] 2-8ロ(2)></small></p>		

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
10	□	<p>倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物を取り扱う施設が設けられている場合には、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること</p> <p><規則第3条の4第2項第8号></p>	<p>□倉庫の設けられている建物内に事務所等の「火気を使用する施設」又は「危険物を取り扱う施設」がない</p> <p>※「火気を使用する施設」＝規則に挙げられているもの他、宿直室、労務員詰所、喫煙所等の施設又は焼却炉、ボイラー等の火気を扱う施設</p> <p>※「危険物を取り扱う施設」＝消防法第2条第7号の危険物、高圧ガス保安法第2条の高圧ガスその他爆発しやすい物品又は極めて燃焼しやすい物品を扱う施設</p>	□平面図			
			<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□倉庫の設けられている建物内に事務所等の「火気を使用する施設」又は「危険物を取り扱う施設」がある</p> <p><運用方針〔4〕2-9イb></p>	<p>□倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物である</p> <p>当該施設が準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されている <運用方針〔4〕2-9□a></p>	<p>□平面図</p> <p>□矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		
			<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物以外である</p> <p><運用方針〔4〕2-9□b></p>	<p>当該施設が防火壁等により区画されている</p> <p><運用方針〔4〕2-9□b></p>	<p>□平面図</p> <p>□矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		
11	□	<p>消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器具が設けられていること（倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす）</p> <p><規則第3条の4第2項第9号></p>	<p>□建築確認を要する倉庫</p>	<p>□建築確認済証</p> <p>□完了検査済証</p>			
			<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□建築確認を要しない倉庫</p>	<p>□耐火建築物の場合： 200㎡に1単位以上の消火器がある</p> <p><消防法施行規則第6条第2項></p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合）</p> <p>□消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）</p>		
			<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□耐火建築物以外の場合： 100㎡に1単位以上の消火器がある</p> <p><消防法施行規則第6条第1項></p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）</p> <p>□消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合）</p> <p>□消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）</p>			
12	□	<p>国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること</p> <p><規則第3条の4第2項第10号></p>	<p>出入口</p> <p>□施錠付き扉である <運用方針〔4〕2-11イ></p>	□建具表等			
			<p>警備体制</p> <p>□警備業務用機械装置を設置している</p> <p>□宿直などを警備会社に委託している</p> <p>□24時間自社警備を行っている</p>	<p>□警備契約書</p> <p>□警備契約書</p> <p>□警備状況説明書</p>			
			<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設はない <運用方針〔4〕2-11ハ></p>	□平面図			
	□	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設がある</p>	<p>□倉庫全体を壁で区画し、開口部を閉鎖している</p>	□矩計図等			

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
21	<input type="checkbox"/>	倉庫内の要所に、倉庫内と外部との連絡のための通報機その他の設備を有すること ＜規則第3条の11第2項第2号＞	<input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> 電話機 <input type="checkbox"/> 非常ベル <input type="checkbox"/> その他〔 〕）が設けられている ＜運用方針〔5〕2-3＞	<input type="checkbox"/> 通報機の詳細が明示された図面（平面図に図示）		
22	<input type="checkbox"/>	冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下に保たれるものとして国土交通大臣の定める基準を満たしていること ＜規則第3条の11第2項第3号＞	<input type="checkbox"/> 冷凍能力の基準 <input type="checkbox"/> 右欄の基準を満たしている <input type="checkbox"/> 冷凍機の冷凍能力が冷蔵室等に係る熱損失の合計以上である ＜運用方針〔5〕2-4イ＞ ※圧縮式冷凍機を使用しない場合を除く	<input type="checkbox"/> 熱損失計算書 <input type="checkbox"/> 冷凍能力が熱損失以上であることがわかるメーカー仕様書		
			<input type="checkbox"/> 冷却管冷却面積の基準 <input type="checkbox"/> 右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 冷蔵室の冷却管の冷却面積が、当該冷蔵室に係る冷却面積以上であるのに加え、間接膨張式の冷凍機の場合にあっては、ブライン冷却器に係る冷却管の冷却面積が、当該ブライン冷却器に係る所要面積以上である ＜運用方針〔5〕2-4ロ＞ ※圧縮式冷凍機を使用しない場合を除く	<input type="checkbox"/> 所要冷却面積計算書 <input type="checkbox"/> 冷却管の冷却面積が、所要冷却面積以上であることがわかるメーカー仕様書		
			<input type="checkbox"/> 冷却試験により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる ＜運用方針〔5〕2-4ハ＞	<input type="checkbox"/> 冷却試験結果表		
			<input type="checkbox"/> 過去の温度記録により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる ＜運用方針〔5〕2-4ハ＞	<input type="checkbox"/> 過去の温度記録簿		
			<input type="checkbox"/> 民間の検査機関による検査等により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる ＜運用方針〔5〕2-4ハ＞	<input type="checkbox"/> 左の能力を証明する民間検査機関等による計算書その他の書類		
23	<input type="checkbox"/>	見やすい場所に冷蔵室の温度を表示する温度計が設けられていること ＜規則第3条の11第2項第4号＞	<input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> 液体温度計 <input type="checkbox"/> 気体温度計）が設けられている	<input type="checkbox"/> 温度計の詳細が明示されている図面（平面図に図示）		
			<input type="checkbox"/> 事務所等で温度の集中管理を行っており、庫内温度が電光掲示板等により容易に確知できる	<input type="checkbox"/> 電光掲示板等の詳細が表示されている図面（平面図に図示） <input type="checkbox"/> 温度管理システム仕様書		

（注1） 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ロなお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあっては、矩計図等の提出を要しない。

（注2） 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ハなお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあっては、建具表等の提出を要しない。

（注3） 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあっては、縮尺を原則1/300～1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。